

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種説明書

予防接種を受ける前に、通知や説明書をよくご覧になり、必要性や副反応及び健康被害救済制度についてよく理解しましょう。



インフルエンザとは

A型またはB型インフルエンザウイルスの感染を受けてから1〜3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛などが突然あらわれ、咳、鼻汁などの上気道炎症症状がこれに続き、約1週間の経過で軽快するのが典型的なインフルエンザで、いわゆる「かぜ」に比べて全身症状が強いです。特に高齢者や、年齢を問わず呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者、糖尿病などの代謝疾患、免疫機能が低下している患者では原疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなり、重症化や死亡の危険が増加します。

新型コロナウイルス感染症とは

感染経路は飛沫感染が中心で、閉鎖空間でのエアロゾル感染もあります。接触感染もあり得ますが、頻度は低いです。呼吸器感染症のため発症すると、熱や咳、咽頭痛など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合があります。2歳未満や基礎疾患のある場合は重症化のリスクがあるとされています。また高齢者での重症化率、致死率は高くなっています。ウイルスの排出期間は個人差がありますが、発症2日前から発症後7〜10日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています。特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから注意が必要です。



感染症を予防する有効な方法

- * 流行前のワクチン接種が有効です。感染を完全に阻止する効果はありませんが、発病を予防することや発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。
- * 日常的な感染予防のためには、人込みを避け、十分な休養とバランスのとれた栄養をとることも大事です。室内では加湿器などを使って加湿し、こまめに換気を行いましょう。マスクを使用し、手洗いやアルコール製剤による手指衛生は、かぜの予防とあわせておすすめします。



予防接種の副反応

- * 注射部位の腫れや痛み等が主な副反応です。全身症状として、発熱、寒気、頭痛、全身のだるさ、嘔吐、下痢、食欲減退、関節痛、筋肉痛などがあります。
- * 重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）が現れることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に起こりますが、まれに接種後4時間以内に起こることもあります。その他、ギラン・バレー症候群（主に筋力低下などがおこる）、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎・脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作、血小板減少性紫斑病、血小板減少、血管炎、間質性肺炎、皮膚粘膜眼症候群、急性汎発性発疹性膿疱症、ネフローゼ症候群等の報告があります。
- * 新型コロナ予防接種では接種後に接種部位の痛み、倦怠感、頭痛、発熱等様々な症状が確認されているが、ほとんどが軽度又は中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。また、心筋炎、心膜炎が現れることがあります。接種後数日以内に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。また、接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

予防接種健康被害救済制度について

- * 極めてまれに、脳炎や神経障害などの重い副反応が生じる場合があります。厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期予防接種による副反応と認定した場合には、予防接種法に基づく健康被害救済の給付対象となります。内容については保健センターにご相談ください。詳しい情報は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。
- * 重度障がいの方（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳所持者）を対象とするインフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症予防接種は、太田市が独自に任意予防接種費用の助成をするものですので、健康被害発生時の補償につきましては、太田市が加入する保険（全国市長会予防接種事故賠償補償保険）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度による補償となります。

予防接種を受ける際の注意事項

1. 一般的注意

- ① 予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。
- ② 予防接種を受けることの義務はなく、**ご本人が接種を希望する場合のみ予防接種を行います。**
- ③ 接種を受けるご本人に、麻痺や認知症状などがあって正確な希望の意思確認ができない場合は、ご家族やかかりつけ医の協力を得てその意思を確認してください。
- ④ ご本人が接種を希望しなかった場合や意思の確認が出来なかった場合、又は医師の診察の結果、接種ができなかった場合において、その後接種を受けなかったことによりインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症にかかり、重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

2. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（明らかな発熱とは、通常 37.5℃以上を指します）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ ワクチンに含まれる成分によって、ショック、アナフィラキシー(※)など重度の過敏症を起こしたことがある人
(※)「アナフィラキシー」は通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合



3. 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発達障害等の基礎疾患のある人
- ② 過去にけいれんの既往のある人
- ③ 過去に免疫不全の診断を受けた人、及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人
- ⑤ (インフルエンザ予防接種の場合) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある人、鶏卵・鶏肉・その他鶏由来のものに対してアレルギーをおこすおそれのある人
- ⑥ (新型コロナ予防接種の場合) 抗凝固療法を受けている人、血漿板減少症又は凝固障害のある人
- ⑦ 接種後 2 日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状をおこしたことがある人



予防接種を受けた後の注意事項

- * 接種済証（接種の記録）は大切に保管してください。
- * 接種後 24 時間、特に接種直後の 30 分以内は急激な体調変化に注意しましょう。
- * 接種後、接種部位の異常反応や体調の変化が生じた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- * 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種した部位を強くこすることはやめましょう。
- * 接種当日はいつも通りの生活でかまいませんが、激しい運動は控えましょう。



『65歳以上及びハイリスクの方』でかかりつけ医療機関が医療機関一覧表にない場合

- ◆ 太田市内の医療機関の場合は、実施の有無をかかりつけ医療機関にお問い合わせください。
- ◆ 群馬県内及び足利市内の医療機関の場合は、太田市と契約済であれば接種することができますので、医療機関または保健センターにご確認ください。
- ◆ 足利市を除く県外の医療機関で接種を希望する場合は、接種医療機関へ「予防接種依頼書」を発行しますので、接種前に保健センターで「予防接種依頼書」発行申請をしてください。申請から予防接種依頼書の発行までに 1 週間程度かかります。
※ 予防接種依頼書とは、太田市から接種を行う医療機関に対して定期接種の実施を依頼する書類です。事前に予防接種依頼書の発行を受けることにより、予防接種法に基づく定期接種として認められ、健康被害が生じた場合には法に基づく健康被害救済制度の対象となります。

予防接種の詳しい情報はこちらをご覧ください

厚生労働省 HP

